

宇都宮市女性活躍推進パートナー制度（企業・団体等向け）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、職域・地域・教育・家庭などあらゆる分野において、女性活躍に意欲的に取り組む企業や団体等を「宇都宮市女性活躍推進パートナー」（以下「女性活躍推進パートナー」という。）として登録し、「うつのみや版女性活躍」の一層の推進に向け、オールうつのみやで取り組む仕組みを構築することを目的とする。

（対象）

第2条 この要綱において「企業・団体等」とは、市内外を問わず、事業活動を行う企業、法人及び団体をいう。

2 女性活躍推進パートナーの対象となる企業・団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 労働者を雇用する場合にあっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の関係法令に違反する重大な事実が過去1年以内でないこと。

(2) 申請者及びその役員、使用人並びに経営に事実上参画している者が、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（要件）

第3条 女性活躍推進パートナーとして登録を受けようとする企業・団体等は、前条に定めるもののほか、本市における女性活躍推進の趣旨に賛同し、女性活躍の推進に関し積極的に取り組む意思を有するものとする。

（登録申請）

第4条 登録を受けようとする企業・団体等（以下「申請者」という。）は、女性活躍推進パートナーの申請フォームに必要事項を記載のうえ、必要な書類を添付して市に申請するものとする。

2 市は、申請者に対し、承認に必要な情報の聞き取りや資料の提出を求めることができる。

（登録）

第5条 市は、第4条に基づく申請があった場合、申請内容に基づき審査し、その結果を通知する。

2 市は、登録の決定を受けた申請者（以下「登録企業・団体等」という。）に対し、女性活躍推進パートナーのロゴマークを付与し、使用を許可する。

3 市は、登録企業・団体等の名称その他の情報について、市のホームページ等で公表する。

（変更の届出）

第6条 登録企業・団体等は、申請内容に変更があった場合、速やかに女性活躍推進パートナーの申請フォームより、変更申請を市に提出するものとする。

2 市は、変更申請を提出した登録企業・団体等に対して、変更内容を確認するための資料提出を求めることができる。

（登録の辞退）

第7条 登録企業・団体等が次に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、女性活躍推進パートナーの申請フォームより、辞退申請を市に提出するとともに、女性活躍推進パートナーのロゴマークの使用を中止し、既に使用している当該ロゴマークについては、速やかに削除等の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 登録企業・団体等が廃業した場合

(2) 登録企業・団体等が合併その他の事由により消滅、又は解散した場合

(3) 登録を取りやめる場合

（登録企業・団体等の役割）

第8条 登録企業・団体等の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市のイベント・事業への協力

(2) 企業等が実施する実証実験（フェムテックの導入や商品開発等）へのフィールドの提供

(3) 市との共創事業の連携

(4) 女性活躍人材の紹介

(5) 市イベントにおけるセミナーの講師の派遣・紹介

(6) その他必要に応じた役割

（登録企業・団体等への支援）

第9条 市は、次に掲げる措置等により登録企業・団体等への支援に努める。

- (1) 女性活躍の推進に積極的に取り組む企業・団体等としての広報
- (2) 女性活躍の推進に関する情報提供
- (3) 女性活躍の推進に関する実証実験の機会や共創事業の創出
- (4) その他必要に応じた支援

(登録の取消し)

第10条 市は、登録企業・団体等について、次に該当する場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により承認を受けたことが明らかになった場合
- (3) その他登録企業・団体等として適当でないと認める場合

2 登録企業・団体等は、登録の取消しがあった場合、遅滞なく女性活躍推進パートナーのロゴマークの使用を中止し、既に使用している当該ロゴマークについては、速やかに削除等の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 市は、本制度の運用にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法令等に基づき適正に取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文（令和8年7月6日告示第274号）

令和8年7月10日から適用する。